江戸川区居住支援協議会会則

(名称)

- 第1条 この会は、江戸川区居住支援協議会(以下「協議会」という。)という。 (目的)
- 第2条 協議会は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成 19年法律第112号)に基づき、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯そ の他住宅の確保に特に配慮を要する者(以下「住宅確保要配慮者」という。)の民間賃貸 住宅への円滑な入居の促進及び住宅確保要配慮者向けの賃貸住宅の供給の促進その他必 要な事項について協議し、もって江戸川区における福祉の向上と住みやすい地域づくりに 寄与することを目的とする。

(協議事項)

- 第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める事項について協議するものとする。
 - (1) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関すること。
 - (2) 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に関すること。
 - (3) 住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の供給に関すること。
 - (4) その他目的達成のために必要な事項に関すること。

(会員)

- 第4条 協議会の会員は、区及び宅地建物取引業者、賃貸住宅を管理する事業者、住宅確保要配慮者に対し居住に係る支援を行う者等の各団体から推薦された者とする。
- 2 会員として加入を希望する者は、次条に規定する会長に入会を申し込み、協議会の承認を得なければならない。

(役員)

- 第5条 協議会には次の役員を置く。
 - (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名以上
 - (3) 監事 1名
- 2 役員の任期は選任後2年とする。ただし、新たに役員がそれぞれ決定されるまで、特段 の事由がない限りその職を務めるものとし、再任を妨げないものとする。
- 3 会長は、会員の中から互選により決定し、副会長及び監事は、会長が指名する。
- 4 会長は、協議会の議長となり、会議を総括する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- **6** 会長及び他の役員に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する会員がその職務を代理する。
- 7 監事は、協議会の財産及び業務執行の状況を監査する。

(協議会の運営)

- 第6条 協議会は、毎年度1回以上開催する。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の団体・個人に対し協議会への出席を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開とする。ただし、会長が公開することが適当でないと認めたときは、 この限りでない。

(経費)

第8条 協議会の経費は、補助金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第9条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、初年 度においては協議会の設立から直近の3月31日までとする。

(会計及び資産帳簿の整備)

- 第10条 協議会は、会の収入、支出及び資産を明らかにするため、会計及び資産に関する 帳簿を整備する。
- 2 会員が帳簿の閲覧を請求したときは、正当な理由がない限り、帳簿を閲覧させなければならない。

(秘密の保持)

第11条 会員(第6条第2項により出席した者を含む。)は、協議会の活動において知り 得た秘密を洩らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(事務局)

第12条 協議会の事務局は、江戸川区福祉部福祉推進課に置く。

(雑則)

第13条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この会則は、平成30年7月2日から施行する。

付 則

この会則は、令和2年12月15日から施行する。

付 則

この会則は、令和3年4月1日から施行する。

<u>付</u> 則

この会則は、令和6年7月4日から施行する。

令和5年度 実施事業報告

1 協議会の開催

協議会構成員間での居住支援や生活支援の取組みに関する情報交換をするとともに連携を図った。

<実施概要>

第1回 令和5年7月7日

第2回 令和6年3月14日

2 住み替え相談会

入居前の支援の一環として、民間賃貸住宅の住み替えに関する相談会を開催した。

<実施概要>

第1回	令和5年	7月	3日(月)	相談者:2名(申込み3名)
第2回	令和5年	8月2	2 目 (火)	相談者:0名(申込み1名)
第3回	令和5年	9月2	5日(月)	相談者:2名(申込み5名)
第4回	令和5年1	0月2	7日(金)	相談者:4名(申込み5名)
第5回	令和5年1	1月3	0日(木)	相談者:2名(申込み5名)
第6回	令和5年1	2月1	4 日(木)	相談者:2名(申込み2名)
第7回	令和6年	1月1	9日(金)	相談者:4名(申込み5名)
第8回	令和6年	3月2	2日(金)	相談者:5名(申込み5名)
				I

計 21 件

3 セミナーの開催

住宅セーフティネット制度やセーフティネット住宅登録制度の周知・普及のために、事業者や民間賃貸住宅のオーナーや事業者向けにセミナーを開催。

<実施概要>

日時: 令和5年8月18日(金)

内容: テーマ:「江戸川区における高齢者を取り巻く住宅確保の現状とその支援について」

講 師:江戸川区居住支援協議会会長(福祉部福祉推進課長) 中沢清人

参加者:全日本不動産協会東京都本部江戸川支部会員(99名)

〇令和5年度決算(案)について

収入の部単位(円)

科目	収入決算額
国庫補助金	106, 625
【住宅市場整備推進等事業費】	100, 025
区費	16, 625
収 入 合 計 (A)	123, 250

支出の部単位(円)

科 目	内 訳	本年度支出額
		(予算額)
報償費	• 住宅相談会相談員謝礼	120, 000
拟惧其	@15,000×1人×8回=12,000	(143, 000)
需用費		0
市川 貝		(5, 280)
狐 麥 弗		0
役務費		(63, 000)
使用料	·協議会会場使用料 居住支援協議会 (7月) 1,625円 居住支援協議会 (3月) 1,625円	3, 250 (6, 560)
	支 出 合 計 (B)	123, 250
	(予算額 合計)	(217, 840)

〇令和6年度事業計画(案)について

1 協議会の開催

協議会構成員間での居住支援や生活支援の取組みに関する情報交換をするとともに連携を図る。

今後の方向性

- a 情報提供の充実・強化(事例研究等)
- b 仲間づくり(区内で活動する居住支援法人、UR, JKK等)
- c 連携した入居促進策の模索(空き家活用等)

2 住み替え相談会の開催

入居前の支援の一環として、民間賃貸住宅の住み替えに関する相談会を開催する。

相談員	定員	期間	開催回数
1名(各支部から交互)	各回5名	令和6年6月~令和7年1月	8 回

3 セミナーの開催

住宅セーフティネット制度の周知・普及、要配慮者の入居促進を目的としたセミナーを民間賃貸 住宅のオーナーや事業者向けに開催する。

4 居住支援施策に関するガイド作成・配布

居住支援に関する施策や情報、連絡先等を取りまとめたパンフレットを作成・配布。

参考

住宅セーフティネット法

(住宅確保要配慮者居住支援協議会)

第五十一条 地方公共団体、支援法人、宅地建物取引業者(宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第二条第三号に規定する宅地建物取引業者をいう。)、賃貸住宅を管理する事業を行う者その他の **位住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な 入居の促進に資する活動を行う者**は、住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する **a 情報の提供**その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への **0 円滑な入居の促進に関し必要な措置**について<mark>協議する</mark>ため、住宅確保要配慮者居住支援協議会(以下「支援協議会」という。)を組織することができる。

〇令和6年度予算(案)について

収入の部単位(円)

	科	目	予算額
国庫補助金			217 040
【住宅市場整備推進等事業費】			217, 840
収	入台	· 計 (A)	217, 840

支出の部 単位(円)

科目	内 訳	予算額
報償費	 ・居住支援セミナー講師謝礼 @11,500×2人×1回=23,000 ・住み替え相談 相談員謝礼 @15,000×1人×8回=120,000 	143, 000
需用費	・ラベルシール購入費 @1,320×4=5,280	5, 280
役務費	・居住支援セミナー周知用郵便料 @84×750 通×1回=63,000	63, 000
会場費	・会場使用料会場使用料 @1,750×2回=3,500 ・セミナー会場使用料 @3,060×1回=3,060	6, 560
	支 出 合 計 (B)	217, 840